

室蘭市パブリックコメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、本市の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民等の市政への参画を進めることによって、開かれた市政運営と協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号次に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 市の基本的な施策に関する計画、指針等の策定又は改廃を行うに当たり、当該計画、指針等の案の趣旨、目的、内容等を公表し、広く当該計画、指針等の案に対する意見等(以下「意見等」という。)を求め、提出された意見等を考慮して当該計画、指針等の意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方を公表する手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

(対象)

第3条 実施機関は、次に掲げるものの策定又は改廃を行おうとする場合には、パブリックコメント手続を実施するものとする。

- (1) 市の基本的な施策に関する計画、指針等
- (2) その他実施機関が必要と認めるもの

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施せずに、前項各号に掲げるもの(以下「対象計画等」という。)の策定又は改廃を行うことができる。この場合において、実施機関は、当該対象計画等の策定又は改廃を行ったときは、遅滞なく、策定又は改廃を行った旨及びパブリックコメント手続を実施しなかった旨を公表するものとする。

- (1) 対象計画等の策定又は改廃を早急に行う必要があるため、パブリックコメント手続を実施する時間的余裕がないと認められる場合
- (2) 対象計画等の策定又は改廃を行うに当たり、裁量の余地がないと認められる場合

(3) 対象計画等の改正の内容が軽微なものであると認められる場合

(計画等の案の公表時期及び公表資料)

第4条 実施機関は、対象計画等の意思決定を行う前の適切な時期に、次に掲げる事項を記載した資料を添付して、当該対象計画等の案を公表するものとする。

- (1) 対象計画等の策定又は改廃をしようとする趣旨、目的及び背景等
- (2) その他対象計画等に関連する資料

(公表の方法等)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとし、公表に当たっては、障がい者等にも等しく意見を提出する権利を保障するため、適切な配慮をするよう努めるものとする。

- (1) インターネットを利用した閲覧
- (2) 所管課、支所等における閲覧、配布等

2 実施機関は、前項の規定による公表の方法のほか、市の広報紙への掲載、報道機関への情報提供等の方法により、パブリックコメント手続の実施について周知するよう努めるものとする。

(意見等の募集期間)

第6条 実施機関は、対象計画等の案の公表を行うときは、30日以上期間を設けて、意見等を募集するものとする。ただし、30日以上期間を設けることができない特別の理由がある場合は、その理由を明らかにして、30日未満の期間を設けることができる。

(意見提出対象者)

第7条 何人も、この要綱の定めるところにより、実施機関に対し、意見等を提出することができる。

(意見等の提出)

第8条 計画等の策定に係る意見等は、原則、別に定める市民意見記入用紙を、次に掲げる方法により提出するものとする。

- (1) 所管課への持参
- (2) 郵便等
- (3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) その他実施機関が適当と認める方法

- 2 意見等を提出しようとする者は、当該意見等に、氏名（法人等の団体にあつては、団体名及び代表者名）、住所及び電話番号を明記するものとする。

(意見等の反映)

第 9 条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、対象計画等の意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、提出された意見等に氏名等の個人情報その他室蘭市情報公開条例第 8 条に規定する非公開情報が含まれている場合には、その全部又は一部を公表しないことができる。

(1) 提出された意見等の概要

(2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方

(3) 決定した対象計画等の内容

- 3 第 5 条の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(その他)

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行の日以後に意思決定を行う計画等について適用する。ただし、この要綱の施行の際、現に意思決定過程にある計画等で、意見を聴取する手続を経ているもの又は早急に意思決定を行う必要があるものについては、この要綱の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日から施行する。